

## 平成30年度第4回京都府食の安心・安全審議会

### 1 開催日時

平成31年3月26日（火）午前10時から12時まで

### 2 場 所

京都府公館4階第5会議室

### 3 出席者

#### 【審議会委員】

中坊幸弘会長、東（あずま）和次委員、有地淑羽委員、川村幸子委員、上林喜寛委員、君塚孝一委員、中川恵美子委員、東（ひがし）あかね委員、牧克昌委員、森山敦子委員、山岡景一郎委員

#### 【京都府】関係職員

#### 【傍聴】1名

### 4 次 第

#### (1) 開 会

#### (2) 協議事項

- ・第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標（平成31年度～）について

#### (3) 報告事項

- ・平成31年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について
- ・平成31年度リスクコミュニケーション（案）について
- ・食の安心・安全に係る京都府の取組について

#### (4) 閉 会

## 5 議 事

### 【協議事項】

(会長)

今年度第4回目の京都府食の安心・安全審議会を始めさせていただきます。

ただ今御説明ありましたように、協議事項「第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標（平成31年度～）について」ですが、今年度の報告も、まとめて御説明をお願いします。

(事務局)

京都府食の安心・安全推進課でございます。

第4次行動計画の進捗の状況と、第5次行動計画の目標設定について、御説明させていただきます。

資料1-1、資料1-2を御用意いただきたいと思います。

まず、第4次行動計画の進捗の状況ですが、第4次行動計画は、皆様既に御承知のとおり、4つの柱で構成しており、50の取組に取り組んでまいりました。それでは、各柱ごとの状況をまとめてお話しします。

まず、1つ目の柱「伝え共に考える」は、食について考える内容の柱になっています。全部で18の取組がありますが、この中で16については達成率が80%以上で、ほぼ達成しています。

4番の「事業者向けの講習会」が、特に増えていますが、9月末の実績で5でしたが、食品事業者の皆様から表示の改正で出前講座の要望があり、各振興局にも要望があり、集計すると28で多くなっています。

また、14番ですが、食育宣言をする取組は69%となっていますが、毎年2,000名程度、宣言をしていただき、次の行動計画にも目標値として掲げていまして、平成33年度には1万2,000人を目標に取り組んでいきます。

そして、18番「食と健康に配慮した社員食堂の取組を行う企業（社）」について、資料1-2、29ページですが、元々は企業食堂の部分目標値を設定していました。企業食堂は26施設ですが、参考に書いていますように、高齢者福祉関係の施設では、地元産の利用で108の施設を認定しています。次の計画では目標数値としては挙げていませんが、引き続き府民の健康づくりに、取組自体は続けていきます。

以上が1つ目の柱の進捗状況です。

2つ目が「もてなす」の柱です。こちらは3つの取組ですが、一覧表の下側、3つのうち全てが80%以上で、ほぼ達成できました。京都には観光客、外国人が多く来られますし、当然、アレルギーをお持ちの方もおられるので、色々な方に対する「おもてなし」対応を

進めまして、一定前進したと認識していますし、第5次行動計画の前段にも、第4次計画の成果として触れています。

資料1-1「目を光らせる」の3本目の柱の部分はいわゆる「監視・指導・検査の強化」で、9月末時点から計画的に指導や監視をすることで、いずれもほぼ100%を達成している状況です。35番「府内産農林水産物の放射性物質検査」は、要望に応じて、実態に合わせて減らしていくので50%、89検体となっています。

それから、4つ目の「安心・安全の基盤づくり」は、従来から進捗が悪いと御報告しているところです。取組は、全部で18です。そのうち11が9月以降、後半も計画的に進めて、伸び率の悪いところもありますが、それでも100%達成した状況です。

例えば、36番、47番は、GAPの取組ですが、皆様に御意見賜りまして、GAPの実践者を増やしていこうと、次の第5次行動計画でも、研修の実施などを目標に挙げています。45番「きょうと信頼食品登録制度」、HACCPを目指す事業者を増やす制度です。また、50番は、HACCPシステムの法定管理基準に着手している事業所で、どちらも未達の部分がありますが、これらは、食品衛生法の改正でHACCPが制度化になることで、第5次行動計画にも、特に重点的な取組として、事業者支援をしていきますので、継続して取り組んでまいります。

簡単ですが、第4次行動計画の振り返りは以上です。

続いて、第5次計画について、資料の2-1、2-2、「第5次食の安心・安全行動計画」の冊子を御覧ください。

それでは、第5次の計画は、主に2-2の資料を中心にお話ししていきます。

第5次計画では、43の取組を実施することになっています。資料2-1の一覧表のとおりですので、特に新しい取組について、今後このようなプランで進めていきたいと、事務局で考えていることをお話しさせていただきます。

こちらの冊子は、5ページ以降「取組の展開」のページをあわせて御覧ください。

それでは、資料2-2ですが、今回から少し様式も変えて資料1-2の様式と体裁が変わっていますが、左肩に取組番号の丸数字を入れています。左端に取組の事項名、数値目標、目標の考え方となっています。取組の中身、つまり、今後どうしていくかは、今日は記載がないですが、特に後期の部分はここに記載し、どんな効果が生まれるかを参考欄で、主な担当課と誰に向けての取組であるかの対象者を記載する箇所の体裁を変えていますので、あわせて御報告します。

それでは中身について、柱の1(1)の「安心・安全な食品を提供する事業者の育成」について、まず1つ目の①「HACCP、食品表示推進検討会の設置・開催」です。今後の予定ですが、四半期に1回を目標に、関係団体と検討会を重ねます。農林水産業で6次産業化に取り組んでおられる直売所関係、作業所等でも、食品の製造をされているので、その方々にも、HACCPや食品表示はしっかり周知して、実践していただかなければいけないので、より効果的に進められるように、検討会を持ちながら周知、実践に向けた取

組を進めていきます。

それから、2ページです。HACCPに向けての研修会ですが、業種別が効率的であり、業種別のHACCP研修会としています。府内保健所で25回することで、平成32年度には完全施行で、2箇年の目標は以前からお伝えしていますが、保健所で実施します。

それから、5ページを御覧いただきたいと思います。

「6次産業化に取組生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催」ですが、来年度は府内5箇所、振興局単位のエリアで開催し、対象は、6次産業化に取り組む生産者、内容は、HACCPや食品の衛生管理など新しい制度です。表示も随時見直しがかかるので、3箇年かけて丁寧に説明していきます。

参考で、今年先行して、京都府で登録している「京野菜ランド」の直売所向けの研修で、HACCPの衛生管理と、それぞれ作っておられるものがお菓子、お惣菜と違うので、分野別の講義が大変好評でしたので、このようなスタイルで続けていきます。

それから、9ページを御覧ください。今回新たに開催する食品のトレーサビリティに関する研修会です。委員から、トレーサビリティは、食品事故等があった時の迅速な回収、原因究明につながることから、食品事業者に取り組んでいただくべきと御意見賜ったところでした。そこで、目標を設けまして、振興局単位のエリアで、国が策定したマニュアルを活用しながら、時には専門家の先生を招いて実践等、そもそもトレーサビリティとは何かの周知と実践に向けた研修をしていきます。対象が食品関連事業者ですので、表示の研修など食品関連事業者にお集まりいただく機会を利用しながら効率的に周知を図っていきます。

続いて柱の1(2)の「持続可能な農業の推進と食料の安定供給」、資料2-2の11ページです。いわゆる「GAP実践に係る研修会の開催」で、GAPの考え方を知らせていただき、実践する方を増やしていこうと、目標を置いています。府域全体の研修会を4回、農業改良普及センターが5地域、農業分野だけでなく、畜産農家を対象にしたGAP研修を1回で、来年度は10回の研修会を開催し、まずは「GAP」を広めていきます。そして、13ページ、今回新しく盛り込んだ試験研究の関係の項目ですが、温暖化のような気候変動が今後も続く中で、将来にわたって食料の安定供給が大切で、気候変動に対応した試験研究を実施していきます。今現在、既に取り組んでいるものが4つあり、来年度新規の取組で、「果樹栽培における高温・強日射による果樹障害軽減技術の確立」のテーマで取り組んでいくこととしており、順次、毎年1つずつテーマを増やしていきたいと考えています。

参考に今、気象変動に対応した丹波黒大豆系品種の栽培の様子を載せています。

次に、柱の1(3)の「誰もが安心して食事ができる環境の整備」で、子育てサロン、高齢者のサロンなど地域の支え合いの活動が活発になる中、ボランティアの食事の提供の機会が増えており、その方たちの食の安全講習をしっかりとっていく新しい取組です。府内全域、振興局単位で講習等を実施します。資料14ページの14番ですが、子育てや高齢

者サロンの主催者や、大学のボランティアサークルで食事の提供をされており、その方たちを対象に、食中毒や食物アレルギーなどについて、正しい知識を持って活動していただくことを予定しています。

それから、16ページの16番です。「食物アレルギーのある児童・生徒への個別取組プランの作成率の向上」ですが、府が推奨する食物アレルギーに関するマニュアルがあり、それに基づく個別プランの作成を目標にします。府教育委員会でマニュアルを作っていますが、同じマニュアルを使うことで、転校などの際に、先生や保護者が児童の情報を共有しやすくなります。この統一したマニュアルによる取組を府内全域で使っていただくことを目標にし、来年度は93%、3年後は100%、全ての学校で使っていただくことを目標としています。

次に柱の1(4)の「緊急時の食の対応」で、これは全く新しい取組です。来年度は目標を5回で設定しています。振興局単位のエリアで、一般府民に対する研修と非常時に実際に活動される自治体や団体の職員向けの研修の2つの研修を考えています。一般府民向けには、災害に備えた食料の備蓄、自治体や団体の職員向けには、例えば避難所運営に関わる方に対する避難所での食の安全確保対策、北部に原子力発電所がありますので、放射性物質に関する知識も深めていただくことで、非常時に慌てずに正しい行動をとっていただけると考えています。参考に、この3月1日には、自治体や団体の職員向けに、放射性物質のリスクコミュニケーションを実施しました。

一般府民にも周知したところ、量販店の担当者の参加もあり、関心のある部分だと思いましたが、緊急時の食の対応の研修をしていきたいと考えています。

柱の1(5)の「生産現場での監視・指導」です。

次に、22ページです。これまでも農薬販売店への巡回調査はしていましたが、今回、新しく目標に掲げました。販売店の届出が、府内全域で約1,000件です。4年で一回は全ての店舗に巡回することを目標にして、適切に農薬を販売していただくように考えています。

24ページを御覧ください。家畜、養殖業の飼料は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき製造、販売されています。この法律の中で、取引記録を8年間保存することになっています。届出のある業者が現在105ありますので、8年で一巡するペースで適切に販売、製造されているかを確認していく予定です。

29ページです。昨今、野生鳥獣肉の有効な利活用の推進の中で、野生鳥獣肉を取り扱う処理施設の監視指導率を100%にする取組で、処理施設は3箇年全部見る計画です。厚労省が衛生管理の方法をガイドラインとして策定しており、それに沿った衛生管理を実施しているかを立入調査して、安心・安全な野生鳥獣肉の利活用の推進の一助としたいと思っています。

以上が、大きな柱の1つ目、「新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成」の主な新しい取組のプランについて説明しました。

続いて、2つ目の大きな柱「食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食に関する選択力向上」です。34ページに「学生等による食の安心・安全ヤングサポーター（仮称）」ですが、来年度は30名をヤングサポーターとして養成し、登録したいと思っています。

大学生に、食の安心・安全に関する知識を身に付けていただき、友達などにも広げる役割を担っていただく想定ですが、主には、家政系の大学生を対象に考えています。1年目の取組は、まず、色々な大学との連携が必要ですので、制度を周知し、研修の受講を登録要件としたいと考えていますので、養成研修を開催し、登録したヤングサポーターには、具体的に、例えば若者向けのリスクコミュニケーションを企画し、若者が得意なSNSやツイッターでの情報発信など企画し、活動を通じて、若い人等の食の関心を向上させていきたいと考えています。

資料39ページを御覧ください。柱の2（3）の「京都ならではの食文化の継承と食を大切にする意識の向上」です。まず、「きょうと食いく先生による食文化伝承授業」は、現在、府内に250名の「食いく先生」がおられます。この先生方に、京都には色々な伝統野菜や食材があるので、子どもたちの授業に生かして、子どもたちに京都の食文化等の伝承を続けていきたいとして、来年度は、30回の授業を目標としています。

40ページは、同じく食育の取組です。食育活動の優良事例をより広く紹介普及し、新しく取組をされる方を広めていくため、平成30年度の実績4回を来年度は6回普及活動をしていきたいと思っています。

なお、優良食育事例を報告するために「きょうと食育事例集」を作っており、広く配布して皆様にお知らせしています。

次は、食品ロス削減に関する取組です。資料41、42ページですが、どちらも「食べ残しゼロ推進店舗」で、飲食店版の認定は既に始めており、42ページは、小売店版で今年平成30年度から始めています。食べ残しを出さない工夫をしているお店をそれぞれ認定する制度ですが、来年度の目標は飲食店版を200店舗、小売店版を100店舗の認定を進め、活動を通じて、食品ロスに対する府民の意識を高めて、もったいない意識、食を大切にする意識を呼びかけていきたいと考えています。

第5次計画の特に新しい取組の来年度のプランについて、御説明させていただきました。事務局からは以上ですので、よろしく御助言等をお願いします。

(会長)

ただ今御説明いただいたが、御意見、御質問ありましたら、どうぞ。

例えば、今、色々な府民向けの取組を5つ考えておられますが、例えば京都市民も府民ですが、その恩恵はないのですか。

(事務局)

取組対象は、京都市民も当然対象にして、京都府域全体です。ただ、法律事項で、例え

ば食品表示ですと京都市が権限を持っていますので、線を引きながらやっていきますが、事業者への研修や情報提供等は、できるだけ垣根を設けずやっていきたいと思っています。

(会長)

その部分はいつも気になります。色々企画されていますが、市内に住んでいる場合は、例えば近くで参加する形ですか。

(事務局)

そうですね。京都市内で実施するものは、業界団体と連携し、情報をきっちり提供し、京都府の取組に参加いただくことも当然あるでしょうし、京都市で独自にされる場合はそちらに参加していただき、京都市と情報共有しながら、取組の実施を考えています。

(会長)

興味がある部分がたくさんあるにもかかわらず、京都市内に住む人にとって、参加したいと思った時に、どう対応するかも、かなり課題だと思います。

(委員)

例えば、意見交換会やリスクコミュニケーションは、どちらもチラシを色々なところに配られています。その時に、例えば団体にお世話になり、チラシを配り、開催場所が京都市内が多いので、実際には京都市民も参加されているので、あまり境を持たずに参加していただいていると思います。

(会長)

分かりました。

(委員)

会長のお話に関連して、私も京都市内で活動していますが、京都市は、ごみ減量推進会議があります。ほとんどの学区でお入りいただき、食品ロスの問題で、本当に力を入れています。私も京都市内で、京都府の審議会に出席していますが、今、御説明を聞いて、本当に色々な審査、活動をされているので、びっくりしています。府市協調を今も言われていますが、京都市の分からないところ、府の分からないところがたくさんあります。府では、ごみ減量推進会議はありませんね。食の安全・安心につながる会議だと思っていますが、先ほどの居場所づくりの食堂、これも色々な会で立ち上げていますし、社会福祉の関連も立ち上げていますし、いい面があれば、アドバイスを取り入れて、いい事業がありましたら、立ち上げていきたいと思っていますので、御期待いただけたらと思っています。

(会長)

広域振興局単位で常に組まれているが、広域振興局単位で年1回ずつでは、京都市内が抜けてしまうと聞いたかったです。

(事務局)

広域振興局はもちろん、乙訓と書いていますが、京都市プラス乙訓で、府域全体がカバーできる形を考えています。書き方は、「京都市・乙訓」と書いたほうがよかったかもしれませんが、その辺はしっかり意識しています。

(事務局)

食品ロス削減は、京都府は、京都府食品ロス削減府民会議を開催しており、学識経験者、事業者、京都市はもちろん、フードバンク等に入っただき、京都府の取組をどのように進めるかとの御意見をいただき、色々な取組をしているところです。

行動計画で、取組目標④、⑫の食べ残しゼロ推進店舗で、うちは食品ロス削減の取組やっていますよとステッカーを貼り、アピールしていただいたり、色々な資料を配っていただく取組ですが、これは京都市が先行しておりまして、非常にいい取組ですので、京都市の了解を得て京都府も実施しているところです。

府域で制度を変えると、ややこしくなり、事業者は、何店舗も持つておられる方もありますので、全く同じ制度にしています。ただ京都市がやっているのか、京都府がやっているのかだけは分かるようにし、府・市協調で取組をしています。あと、府民会議の中で京都市の取組の情報も参考にし、去年の食品ロス削減全国大会の時に一緒にコンクールをやっています。

(委員)

(4) 18番の「緊急時の食に関する対応研修会」は、このような取組は良いことと思いますが、緊急時には連携が大切で、府だけでなく市町村とも考え方を共有し、同じ形の取組をお願いしていただくと、強固な連携体制が構築できるのではないかと。府だけで一生懸命やっても難しいものですから、その辺をお願いしたいと思います。

(事務局)

市町村の職員に参画も促していきますし、環境部署などと横の連携をとるとともに、そこから市町村に話をおろし、市町村内でも横の連携がとれるようにしていきたいと思っています。

(委員)

アレルギーについて、学校教育は制度として整ってきたと思うが、幼稚園や保育所、あ



と家庭にはなかなか勉強が進みませんので、ぜひ、市民活動団体でアレルギーをやっているところ、色々市民活動団体とも連携されて、このような学習会をする時のチラシであったり、広報であったり、人集めであったりと視野を広げていただけたらうれしいですし、自治体、市町村の子育ての部局と一緒にしてもらったらいいなと思います。

あと、意外に子どもが入院する病院の栄養士が学習会に来られたりもしていますので、アレルギーに対する学習のニーズは、多様な面があるなと思って見えていますので、御検討をよろしくお願いします。

#### (事務局)

色々な案内チラシをまいても、なかなか目に触れないということがありますので、御指摘の団体と取組を広めるのが一番効果的だと思っていますので、参考にさせていただきます。また、栄養士がメニューづくりの工夫を、自分で考えても限界があるので、研修会の講師に専門家に来ていただき、こんな工夫で料理ができるなど、興味を持っていただけるかと思っていますので、研修会のやり方も、単にアレルギー物質がこうであるではなく、調理の方法などを組み入れながらやるのが重要と思っています。

#### (委員)

すみません、42ページの、京都府食べ残しゼロ推進店舗で、連携のことで紹介します。うちの団体もこのステッカーを貼っていますが、府市との連携では、市内とほかにお店がありまして、市内は京都市の同じステッカー、市内以外は、京都府の同じステッカーを貼らせてもらっていますので、連携はできていると思います。それだけ紹介しておきたかったです。

先ほど委員から言われたアレルギーの話もありますが、色々な場所で色々な説明会は、重要な話と思って聞いていますが、大学生や色々ボランティアされる方って結構忙しい中でされているので、参加できる日時や場所の設定をしないと、幾ら計画しても人数が来れないのはもったいないですし、そのほかの事業者や携わる人たちが行きやすい日時設定をぜひお願いしたいと思います。

#### (事務局)

ありがとうございます。色々な団体と意見交換している中でも、大学生は土日は時間があると思っただけですよとも意見をいただき、学生はアルバイトがあつたりで忙しいので、例えば平日の夕方にするなど、工夫をしないと、なかなか参加できないとのこと。色々な意見を踏まえながら、時間設定など我々の都合ではなくて対象者の都合をよく考えながらやるのが大事だと思っていますので、参考にさせていただきます。

#### (委員)

全体的なことについてお話ししたいと思います。

新しい計画では、数値目標の考え方である効果について、書かれたことは大変結構で前進したと思いますが、効果について、考えますと書いてありますが、どう評価するのかが、まだ弱いと思います。期待できる、安定供給するというのが、どれぐらい効果があり、どのように評価するのを含めてほしいと言いつけています。ここまで来たのもうちょっと前進していただきたいと思います。例えば、食品ロス、京都府内で食品ロスが今どれぐらいあり、どれぐらい減らしたいのかと。じゃ、食品ロスは10%減ったのか、半分に減らしたのか、そういったことを京都府のデータで示してほしいなと思います。国の、日本の食品ロスはどれぐらいで、国の食料援助と同じぐらいと国のデータは聞いていますが、そういった京都府のデータを示して、効果を評価する仕組みを作っていただきたいと思います。例えばアレルギーに関して、今どれぐらいのアレルギーの事故が起こっているのか、年間10件起こっているのか100件起こっているのか、それをどれぐらいに減らしたいのか、このようなマニュアルを作ったらどれぐらいに減ったのか、そういった効果をどのように評価するのか。そのためには、現状が分からないと評価できないなと思っていました、数値目標が今回も全て、前回、比較評価や実績評価で、どういった内容が実態に合う、どう変化したかが盛り込まれていないのは仕方ないですが、効果を評価する仕組みを作っていただきたいと思います。

(事務局)

以前から指摘を受けていますが、京都府だけの実態把握は、非常にコストと時間がかかるものが多いので、どういう工夫ができるのかを常に考えながら、全てができると今申し上げられませんが、意識を持ち、データを集めながら一歩ずつでも進めていきたいと思えます。

(委員)

38番の情報発信について、これまでに加えてSNSを活用して、毎月2回発信するとありますが、フェイスブックやツイッターは、リアルタイムに情報発信してリアルタイムに反応が返ってくるが、すごく大きなメディアだと思うので、できれば何かトピックがある時に柔軟に、毎月1日と15日ではなく、できるだけ柔軟に情報発信をしていただきたいなと思います。

(事務局)

メールマガジンを既に出していますが、2週間に1回、1週間に1回、定期、それも何週目の何曜日と決めてしまっていますので、今は情報が即時に伝わらないと効果がないです、御指摘、御意見を参考に進めたいと思えます。

(委員)

第5次行動計画は、向こう3年間は基本的にこれをベースに進められるという計画ですから、何点か確認させていただきます。5ページの6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会について、目標として5回だと、振興局単位で1回しか実施しないことになります。HACCPは、国がしっかりやっていくことになっていますが、正しい内容をしっかりと伝えていただきたいです。間違った情報が入りますと、「HACCPへの対応はお金がかかるのではないか」と心配されるなど、現場は大変苦労されます。できれば5回以上開催していただきたいです。

次に6ページですが、農薬講習会を振興局単位の5箇所で開催するとしながら、目標は6回になっています。普通、振興局単位なら5回ですからそれ以上は必要ないと思います。どこかの振興局が複数回開催という意味なのかもしれませんが、なぜ6回なのでしょう。

次に20ページですが、今問題になっている豚コレラ等について、京都府はしっかりしているので愛知県や岐阜県のような対応にはならないと思っていますが、この数値目標の考え方によると、944軒の畜産農家を全軒1回取りあえず回ったら目標達成となるものかと思います。ただし、実際に取り組む内容は、飼料添加物の適正な使用、衛生管理、鳥インフルエンザ、豚コレラの伝染病の検査をするとありますので、取りあえず全軒巡回すればよいという目標ではなく、衛生管理上の危険や問題があるところに重点的に対応していくような目標設定にするべきです。伝染病等の発生が危惧される場所は、毎年巡回しているうちに分かってきますし、衛生管理に問題があるところも分かります。だから、全軒訪問する必要はないと思います。リスクがあるところを重点的にチェックしておけば、一生懸命まじめにやっておられて、全部綺麗にされている農家のところで世間話をしても仕方がないわけですから、考え方をもう少し教えてほしいと思います。

次に22ページですが、農薬の販売店への巡回調査は、団体も農薬を当然売っていますから、農薬取締法に違反しないように監視・指導してもらうのは大変ありがたいことです。団体の場合は、農薬の効用等を丁寧に説明いたしますが、ある地域の商系では、「この農薬はよく効く」とだけ言って、「これはこの作物には使ってもいいが、この作物には使ってはいけない」とは説明してくれません。あるケースでは、枝豆には適用除外となっている農薬にもかかわらず、「よく効く」という説明しかなかったために枝豆に使用してしまい、確かによく効いたのですが、それが残留農薬検査の結果にも出てしまいました。団体ではそのような農薬は一切売っていませんからどうしようもありませんが、結局最後は「団体さん何とかしてください」と頼まれ、団体が全部収去して処理することになってしまいました。

監視指導の対象となる登録販売店数は、この目標数に基づくと、900件ぐらいでしょうか。適正な販売について監視指導しますと書いてありますが、本当にされているのでしょうか。取りあえず売れたらよいという販売店には、巡回時にどのような指導をされているのでしょうか。監視指導は、毎日毎日行われるわけではないし、売る時に生産者にきちんと説明しているかの確認ができているのでしょうか。ただ単に巡回して、ちゃんと売ってくださいよとだけ言って帰ってこられるのでしょうか。巡回指導の中身をもう少し丁寧に書いてほしいと思います。考え方が整理できるならやってほしいです。

(事務局)

1つ目の5ページの、「6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修」ですが、ほかの取組にも共通しますが、5回以上開催しますし、色々なニーズが出てくると思いますので、必ずしも府が構えて「研修会」として実施するものもあれば、出前で実施する場合も出てくると思います。生産者が集まるので、そこでこの話をしてほしいとのことでしたら、既に対応していますが、引き続き対応していきたいと思っています。

(委員)

目標回数は5回以上と理解したらいいですか。

(事務局)

はい、そうです。

6ページの農薬講習会は、府内5箇所の講習会と、それに加えて、京都市内で農薬管理指導士の育成研修を別途大規模にやっています。これは2日間かけてやっていますので、これらも含めて6回で考えているものです。

(委員)

目標の考え方でいうと、1回分は書いていないということですね。

(事務局)

もう少し分かりやすくしていきたいと思っています。

農薬販売店の巡回調査について、監視・指導で何をやるのかは、もう少し具体的に書いていきたいと思っています。農薬の販売店で実際、農家に対してどのようなアドバイスをしながら売っているのかは、把握できていませんが、登録外農薬を売っていないようにチェックし、今、一番多いのは、非農耕地用除草剤の販売について、非農耕地用が分かるように売らなさいとなっており、ドラッグストアで、最近、農薬を売ったりもしていますので、不適切な販売がないことを中心としながら、監視指導をしています。

(事務局)

畜産課です。20ページの動物用医薬品等の手続について、巡回はもっと重点的に行うべきではないかと。一回回ればそれでよしとするべきではないとの御意見をいただきました。実際に我々、例えば鳥インフルエンザでは、野鳥が来る今が一番危ない時期です。このような時に、我々は集中的に巡回を当然行っています。また、頭羽数は、多ければ多いほどリスクは高くなりますし、使用状況、当然、予防対策がどこまでできているかどうか、できてないところは、複数回、何回でも行ってできるまで指導を行う。大事なのが発生状況、今、豚コレラが大分注目を集めています。豚農家は、もう既に9月発生以降、4回の全戸巡回も実施しています。最低1回は回り、必ず指導しています。ただ、発生状況なり指導状況、時期、それらに応じて当然戸数は増えてきているのが現状です。

(委員)

保健体育課の食物アレルギーについてお伺いします。実際に今、学校でどれぐらいの食物アレルギーの事故が報告されているのか。この5年間で2倍に、1.8倍ほどに増えたと報告が書いてありますが、食物アレルギーを予防する予防活動がされているのかどうか。なぜ起こるのか、現状、原因等を学校現場で把握されているのかをお伺いします。

(事務局)

保健体育課です。食物アレルギーの研修ですが、調理師も含めて研修会等を実施しており、当然、栄養教諭、栄養士も研修には参加していますが、実際作る調理師も、研修会にも参加していただき、講習をしていますし、アレルギーは、マニュアルを作りまして、今年度は挿絵や漫画を作ったり、加除式のアレルギーの冊子にプラスアルファにして、今年度も配布したところです。

(委員)

アレルギーの事故が学校現場でおよそどれぐらい起こっているかを把握できているのか。

(事務局)

例えば宇治でもありましたが、誤食で配られたり、幼稚園・保育園でも出たりするのですが、今は報告が全てが府教委に集まることでもないもので、市町村で対応されていることも多く、件数、例えば救急搬送だけとするのか、ちょっと食べた、手に触れた、それも1件とするのか整理できておらず、なかなかその件数としては、今、実際問題つかめていません。

(委員)

17番の「きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店」がありますが、店舗数は、いくつぐらいありますか。

資料には、実績で791と800になりかけていますが、店舗にはどんな表示がしてありますか。

(事務局)

こちらは各店舗をお願いをしまして、エネルギーの表示、野菜たっぷりのメニュー、塩分控えめメニュー、あとアレルギー表示に取り組む、健康づくり応援店を認定しています。府市協調で実施をしまして、京都市とも一緒に取り組んでいまして、平成30年度の実績で791店に御協力をいただいています。

(委員)

この制度は、私は30何年間この仕事をしてますが、色々な提案があり、例えば、油がどのぐらい入っているか、砂糖がどのぐらい入っているかの表示をすることによって、各店舗に表示をさせました。中華店に表示をさせたら、カロリーが高く食べたら肥えるということでイメージが悪く、その後、表示をしなくなりました。健康づくりのために、何ができるか相談を先にしていただけるとありがたいと思います。

(委員)

栄養や医学の学会が集まってコンソーシアムを作り、健康な食事（スマートミール）認証制度を作っています。その登録の状況を見ると、京都府は1件もまだ登録していません。行政からの声かけがある都道府県とない都道府県があり、京都府や京都市は、この健康な食事の認証制度に登録してくださいよとの声かけがされていないと思われました。「健康おもてなし 食の健康づくり応援店」や健康おぼんざい弁当は、この健康な食事の認証制度に登録することはできると思います。外食と中食と給食、この3つを健康な食事にする認証制度ですので、登録を推進することも御検討いただきたいと思います。

(会長)

冊子11ページのステッカーです。大分前からされていることですから、団体として御存じないのはどうかと思います。

(委員)

これは、3年前ぐらいからステッカーが新しくなりました。今までは舞妓さんと、天の橋立と平等院でしたから、それは御存じかもしれません。「食の健康づくり応援店」と名称も変わり、ステッカーも変わりました。

(委員)

このような表示はいっぱいあります。厚労省は何種類も作っています。だから、たくさんあってわかりにくくなってきています。

(会長)

それでは、本日の協議事項の「第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標」を御説明いただき、御意見もいただき、京都府からは、ここに書いてある以上のことは開催しますよとお話をいただきました。

これは皆さん了解していただいて、よろしいですね。

それで、計画に対して、京都府は予算的な措置はどうなんですか。

日々のルーティーンの仕事は、仕事としてありますが、このような催しに関しては、別途予算は組んで十分にできる背景はあるのですか。

(事務局)

行動計画用の予算は、設定はしていませんが、それぞれの課がこのような取組を実施しますと要求し確保してやってきていることで、平成31年度も同様に実施します。

#### 【報告事項】

(事務局)

生活衛生課です。

お手元の資料の資料3を御覧ください。「平成31年度京都府食品衛生監視指導計画(案)」です。

委員の皆様は、既に御案内のとおり、食品衛生法第24条において、都道府県知事が国の指針に基づいて、翌年度の当該都道府県が実施する監視指導に関する計画を定めなければならないとされています。また、定められた計画の実施状況は、国の定められた規定により、公表しなければならないとされています。

1ページの「趣旨」ですが、3行目にあるように、「食の安心・安全行動計画」の食品衛生に関わる政策目標を確実に達成するためのものと記載しています。その達成のためのツールとして機能している側面もあります。

目次の欄ですが、既に過年度から、おおよそこの項目に沿った形の構成です。ただ、昨今の食品衛生、監視指導にかかわる変動・変化を平成31年度に盛り込んでいますので、まず変更部分についての背景、直近の情勢について御案内した後に、修正部分を御報告します。

まず、既にこの審議会でも御案内したとおり、昨年6月に食品衛生法の大きな改正がありまして、具体的にはまず広域的な食中毒事案への対策強化があります。国、都道府県は、

広域的な食中毒事案の発生、拡大防止のために相互の連携・協力を行うこととなっており、近畿管内では、この来月ですが、近畿厚生局が中心になり、近畿の各府県、保健所設置市で構成されます協議会が設立される予定となっています。一昨年、夏に関東を中心に、腸管出血性大腸菌による食中毒が発生しましたが、関係自治体間の連携がうまくいかずに、原因の完全な究明には至らなかったことも課題として残っています。これらを解消するために、各地域で協議会を発足し、自治体間の連携を強めていく、検査・研究の体制を整えていくことを主眼にしています。

2つ目は、HACCPに沿った衛生管理の制度化があります。

原則として、全ての食品事業者に一般的衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるものです。現在、政省令がまだ出ていませんが、政省令を発出するに当たり、考え方がパブリックコメントとして出されており、これによると、規模は50人未満の事業者、その規模にかかわらず、施設に併設された店舗で小売り販売のみを行われる製造や加工、調理事業者は、HACCPに沿った考え方に基づく衛生管理をすることになっており、それを見ると、府内の大手以外のほとんどの事業者は、簡易な取組によって認められるといたしますか、最低限の義務付けとして規定されるかと考えています。

今後、パブリックコメントに対しての国の考え方が示された後に、6月頃に政省令が発出される見込みになっています。これらを踏まえ、今回計画に盛り込んでいます。また、先ほど申し上げた広域連携協議会の活用、重点監視指導事項に野生鳥獣肉に関する事項の追加を提示し、2月に、消費者団体との意見交換会を開催し、そこで頂戴した意見も踏まえ、今回の計画に盛り込んでいます。そういった背景を持ちまして「基本的方向」の4行目ですが、法改正の動き、特にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の義務付け文言を追記しています。

2ページ目も同じく、2020年度を目途に制度化される「HACCPシステムの普及促進」の言葉も、文言追記します。

同じく2ページの四角の2つ目ですが、3行目、「広域的な食中毒事案の発生に対する対応」、「広域連携協議会」についての文言を追記しました。

それから、「実施体制」、「他機関との連携」にも、協議会について記載をしています。

次に4ページ(2)アの欄も同じく協議会についての文言を追記しています。

12ページの「食品群ごとの監視指導一覧」の食肉、食鳥肉の欄に、先ほど申し上げた野生鳥獣肉への監視指導についての文言を四角の一番左側の「採取、とさつ」の欄に鳥獣肉に対しての監視についての文言記載をしています。

また、13ページ中ほどの「水産食品」、野菜、果実、穀類、豆類の文言は、国の指針について修正された部分の加筆修正を加えています。

それから、15ページ、指導事項の欄の下から2つ目です。「植物等による毒」となっています。昨年は有毒キノコ類についての記載をしていましたが、全国的に、例えば、イヌサフラン、そういった有毒物を含む植物の誤食による食中毒事案が散見されるので、ここ



に新たに植物についての記載をしました。

それから、最終の行ですが、アニサキスです。アジやサバ、それらの生食によります食中毒事案が、府内においても、全国的にも散見されていますので、これへの対策について文言記載をしています。

それから、19ページですが、これは、先日、消費者団体との意見交換の中で御指摘いただき、監視指導計画の中でかなり専門的な文言、なかなか一般府民になじみのない文言があり、そこについては丁寧な説明が必要ではないかとの御意見をいただいたので、ここに特に、皆さんについて御理解いただきたい字句について説明を加えています。

以上、監視指導計画について御案内しました。

引き続き、最新の情勢について盛り込みまして、府民の安心・安全のために監視指導を継続してまいりたいと思います。

(事務局)

それでは、引き続き、資料4「平成31年度リスクコミュニケーション計画」について、第5次計画でも、リスクコミュニケーションは、毎年度20回の目標を立ており、冊子20ページには、それぞれの状況とターゲットに合わせたテーマで開催すると記載しにしています。

まず、ターゲットとテーマですが、テーマは、毎年京都府で食の安心・安全に関するアンケートを取っており、そのデータを今回、行動計画の冊子の37ページに掲載していますが、府民に、「あなたが特に関心を持っていることはどういうことですか」と経年的に聞いており、その中で食品添加物、食中毒や産地偽造への関心が高く、そのあたりをテーマとして捉えています。

また、世代別のターゲットは、大学生、子育て、シニアの世代に大きく分け、大学生は、次期の計画にヤングサポーターもあるので、その中では食の安全に関することを身に付けていただきます。具体的には、食品の表示やエナジードリンクなどによるカフェインの過剰摂取が若い方々の間であり、今年度、カフェインをテーマにしたリスクコミュニケーションを食品安全委員会と一緒に実施しましたが、このようなテーマ、更に色々出回っている健康食品などの正しい知識を持っていただく機会を設けたいと思っています。

子育て世代は、食物アレルギーの関心が高く、アレルギー物質が入っているかどうかを知るためには、食品の表示をしっかりと見なければならぬので、その力も付けていただきたいと思っています。

それから、食品添加物、遺伝子組換え食品が、子育ての世代にとっては関心が高いと思っており、このようなターゲットで実施していきます。更にシニア世代に対して、健康食品や食中毒を入れています。地域の活動が活発になっており、高齢者のサロンへ食事の提供をされることもある中で、食中毒、場合によってはアレルギーに関する知識をしっかりとっていただくため、リスクコミュニケーションの世代別とテーマを設定しています。

その他、放射性物質の検査の件数を行動計画の目標で挙げていましたが、検査よりも風評被害に惑わされない消費行動をとっていただく。府民を育成するのが、今の落ち着いた時期にすべきことと食の安心・安全審議会の放射線部会の先生方から意見を賜っていただき、府の北部エリアを中心に放射性物質に関するリスクコミュニケーションを継続していきたいと思っています。

開催方法は、府独自で開催するのを3回程度、京都府内で、専門家や府職員が講師になって実施するのを3回程度、消費者団体や大学、去年もカフェインのリスクコミュニケーションは、大学の講義の1コマをいただき、連携するリスクコミュニケーションを3回、連携は消費者団体や大学を想定しています。講師は、食品安全委員会や消費者庁の専門家を招いてお話しいただければと思っています。

それから、各振興局単位で、現在も開催していますが、各地域によって特色があり、色々な生産者がおられますので、地域の特色を生かしたテーマで、府職員や地元の生産者の話を消費者に聞いていただく機会を4回としています。

最後に、府職員による出前語らいによる大学等への出向や、府の試験研究機関等が毎年公開講座や市民講座も含めて10回程度で、来年度合計20回のリスクコミュニケーションを開催したいと思います。場合によっては、委員の先生方に御協力を求めることもあるかと思しますので、その時はよろしくお願いします。

参考として、裏面に、過去3年間のリスクコミュニケーション、どんなターゲットでどんなテーマで実施したかを記載しています。

最後ですが、資料5、前回11月のこの審議会以降に実施した「食の安心・安全」に係る京都府の取組について、御報告します。

まず「食の安心・安全」に関する行政と消費者団体との意見交換会を2月1日に食品衛生監視指導計画、食品衛生法の改正について実施しました。HACCPの制度化で御質問等も出たところです。

それから、2ページ目、リスクコミュニケーションの一環で「子どもの栄養バランス」、「食物アレルギーに留意した子どもの食」で、アレルギーの人も、そうでない人も一緒に食事ができることで、食と農のコンシェルジュの伴先生をお招きして、京田辺で開催しました。若いお母さん、お孫さんがおられるシニアの世代の参加など、大変幅広い年齢層の20名に御参加いただきました。

そして、「きょうと食の安心・安全フォーラム」は、毎年、京都府と消費者団体等と実行委員会を組んで開催しているものです。今年も信頼食品の登録制度の登録事業者や食の安心・安全に取り組んでおられる事業者等の食の安心・安全に関する取組の話をし、会場におられる市民と意見交換をして、互いの相互理解を深めていただきました。今年も、鹿肉とイノシシ肉等のいわゆるジビエの生産をされている事業者にも御参加いただきました。

4ページですが、「放射線・放射性物質のリスクコミュニケーション」は、舞鶴の中丹広域振興局で、主には自治体や市町の職員を対象に実施しました。

それから、直近のデータですが、放射性物質検査の結果を載せていますので、御覧いただければと思いますが、基準値オーバーはありませんでした。

次に、9ページです。外国人等へのおもてなしとして「ムスリムおもてなしセミナー」を実施しています。前期に北部と京都市で開催しまして、この3月に府南部として宇治、そして京都市と共催でムスリムへの対応やマーケティングについて、飲食店や旅行者に参加いただいて開催したところ、このセミナーをきっかけにムスリム対応を始めましたとの声も聞いていますので、少しずつは前進していると思っていますところです。

それから11ページは、食の安心・安全の意見交換会を3月8日に開催し、ヤングサポーターのあり方、食の府民大学のインターネット講座のあり方について、色々な御提案をいただいて、大変参考になる意見交換会でありました。

次に、食育関係の取組ですが、資料の14ページ「食のみらい宣言・実践活動」を表彰しています。受賞者一覧で、お名前は省略していますが、全部で20件、色々な宣言をしていただいて表彰しました。そして、資料の15ページと16ページですが、今年度から、「食べ残しゼロ推進店舗」の小売店版の認定を始めまして、早速9店舗認定をしました。認定店舗については、記載のとおりで裏面には、制度の概要も載せています。平成29年度から飲食店、宿泊施設版、30年からは小売店版を始めているところです。

それから、食品ロス削減の取組ですが、「食の府民大学ミニセミナー」として、冷蔵庫の中に結構無駄があるとのことで、その冷蔵庫をすっきりさせる専門の収納アドバイザーをお招きして、一般府民に京都市を含め府内5箇所で開催し、早速始める大変好評なセミナーでした。

それから、18ページですが、「京都キレイフェスタ」です。「食のみらい宣言」と「食の安心・安全」のアンケートを実施し、150名の幅広い方に回答していただきました。

そして、19ページは、「きょうと食いく先生養成講座」で、新しく食いく先生になっていただく方向けの養成講座を実施しています。

それから、20ページは、「食品ロス削減府民会議」を開催します!」となっていますが、3月14日に既に開催したところです。

食の安心・安全推進課の関係では以上です。

(事務局)

続いて、流通・ブランド戦略課です。

京都府では、府内の農林水産業関連試験研究機関において、試験研究成果を広く府民に周知することを目的として、各機関で試験成績報告会を開催しています。21ページのとおり、1月31日には農林センターで開催しました。また、22ページのとおり、2月20日には丹後農業研修所で、23ページのとおり、2月8日には茶業研究所で、それぞれ試験研究の報告会を開催しています。また、24ページのとおり、3月14日には、飲食店や食品関連企業を対象として、京野菜の機能性セミナーを開催しました。それぞれの内

容については、それぞれ御覧ください。

(事務局)

農産課から、25ページの農作物病害虫セミナーについて御説明します。本セミナーですが、病害虫の防御指導や発生予測等を行っています病害虫防除所が開催をしております、今年度は2月22日に開催しました。生産者など、指導者、府民の皆様方を対象に、今回のテーマとしましては、野菜を中心としました害虫の発生生態から適期を逃さない防除やネットを活用した物理的な防除と効果的な防除を行っていくことを目的としたセミナーとして開催しました。

(事務局)

それでは最後に26ページ、豚コレラの発生状況と対応で畜産課から御報告します。

今シーズン、鳥インフルエンザは、一度も発生もなく、全く問題がない年ではありました。ただ、豚コレラという豚の病気が昨年9月から岐阜県、愛知県と東海地方を中心に発生をしています。また、豚コレラですが、名前にコレラと付きますが、下痢を主症とし、今でも熱帯地方で発生が報告されている。人のコレラとは全く別の病気でありまして、豚とイノシシの特有の病気であり、人に感染することはありません。従って、豚コレラに感染した豚の内臓を幾ら食べても、人体に影響はありません。そういったリーフレットも出していますので、27ページに参考で付けています。

この豚コレラの感染が広がる経路ですが、感染した豚、イノシシ、汚染された餌、そういったものとの接触によって感染が拡大しています。今回の岐阜県、愛知県の事例では、イノシシに感染が広がってしまっていて、野生イノシシが原因で豚にも広がっておるのではないかと推察をされています。鳥インフルエンザの場合は、野鳥が越冬のために海外から国内に集まってくる、野鳥が鳥インフルエンザウイルスを持ち込むことで、広く感染することがありますが、豚コレラの場合は、野鳥で感染が拡大することはありません。

また、この病気ですが、非常によく効くワクチンがありまして、この普及によりまして、国内でも昔大発生があったのですが、平成4年を最後に発生はありませんでした。今回の発生は、26年ぶりの発生です。ただ、海外では、アジア、アフリカ、中南米等で広範囲に発生が見られていまして、非常に注意をしていた病気の一つです。

飼養されている豚とイノシシで発生しており、平成30年9月に、国内では26年ぶりに岐阜県で発生し、以後は愛知県にも広がりました、この愛知県から子豚を導入していた滋賀県、大阪、長野県でも発生が確認されています。これまで、この間の土曜日が最終発生ですが、計5府県27農場、5万頭強で発生が確認をされています。これまでに発生農場の飼養豚などを全頭殺処分するとともに、農場消毒等が実施をされています。28ページに、詳細な発生状況、それと地図を掲載しています。ほとんどが岐阜県、愛知県の発生です。大阪、滋賀での発生は愛知県、発生した農場から子豚を入れていたことで、発生感

染の原はしっかり分かっています、すぐに殺処分等が行われて、大阪、滋賀で広まっていることは一切ありません。

また、今までに野生イノシシでは、岐阜県では220頭、愛知県では13頭の陽性が確認をされています。対応としまして、昨日から、陽性イノシシが確認されている地域を防護策、柵で囲いまして、そこに餌にワクチンを混ぜまして、それをイノシシに食べさせることで、イノシシの免疫を育てることで、野生イノシシの感染を防ぐことが、国と愛知県・岐阜県で昨日から行われているところです。

京都府の対応が、豚、イノシシ農家の全農家は京都府内には40戸、9425頭の豚・イノシシがいます。この中には、当然、業として豚を飼っておられて出荷されているところもありますが、愛玩用にミニ豚を飼っておられ、動物園も含めまして40戸です。発生のたび、衛生情報等を出し、情報提供と注意喚起を実施しています。また、全戸巡回も、これまでに4回実施しています。農場立ち入りの消毒、予防対策の強化を行っています。また、実際に豚を出荷されている農家が90戸、9200頭に対して、定期的に豚コレラの抗体検査を実施しています。これまでに延べ40戸、218頭の陰性を確認しており、府内には豚コレラは侵入していないと確認しています。また、野生イノシシについては、全国的に死因が明確でない野生イノシシの検査を実施しています。全国で250頭、岐阜県、愛知県を除いて検査が実施されています。全頭陰性が確認されていまして、野生イノシシにおいては、岐阜県・愛知県以外では広がっていないことが確認されています。

また、京都府においても、亀岡市、宮津市で、2頭の陰性を確認しています。その他ですが、京都府の豚コレラ警戒本部会議を開催して、全庁的な警戒体制を強化するとともに、府のホームページのトップページに豚コレラに関する情報を掲載し、発生に備えた準備としまして各種の防疫協定、防護服や消毒機器などの必要な資材の備蓄、万一の発生に備え各地域で発生を想定した防疫演習も実施して、万一の発生に備えているところです。

京都府といたしましては、今後も、府内での発生防止に全力を挙げて取り組むとともに、万一の発生に備えた準備もしっかりと行っていくこととしています。

(事務局)

資料の31ページ以降は、行動計画とは直接関係ないのですが、食に関する取組を「その他の取組」で情報提供しています。

(会長)

ただ今報告いただいたが、何か御質問はありますか。はい。

(委員)

平成31年度の食品衛生監視指導計画についてですが、ゲノム編集がこの夏から入り、流通するとの情報も得ていますので、それに関してはどのような対応をされるのかをお聞

きしたいです。

(事務局)

ゲノム編集食品について、私どもも直接何か国から書面が来ているのではないですが、国の技術審査が行われる検討会において、昨年12月に、簡易なゲノム編集については、通常の突然変異と変わらない方向性が出されたと聞いています。2019年には、その届出の範囲や、届出をされない場合の措置について、ルール化がされると聞いていますので、それがされましたら、実際にこの市場に食品として流通されることになろうかと思えます。その時に、おそらく国で制度化されると思えますので、そのルールに従って私どもも監視をしていくことになろうかと思えます。

(委員)

そのことについて、1行も文字としても入っていないので、何か触れられたほうがいいのではと思ひ発言しました。

(事務局)

実際のルールが今どのように動いていくかが定かではありませんので、御指摘いただいたように、もちろん市場に出回る前には、何らかの形で監視計画の中に位置付けることは、必要だと思っています。

(委員)

前回の審議会の最後に、委員から、放射性物質は国から特定地域にされていないのに、マイクロプラスチックは国が取り上げてないから検査対象に挙げないという話で終わってしまった。今の発言のゲノム編集もそうですが、マイクロプラスチックについても、世界全体ではかなり騒がれていますが、日本の中でまだそこまでいっていない。一方で放射性物質は、今年度も収去検査で100品目ぐらい取り上げている。少なくともリスクコミュニケーションのテーマとして、遺伝子組換えの中にゲノム編集も一部入るのだろうが、それ以外のゲノム編集やマイクロプラスチックなど、今後生じてくるであろうリスクの捉え方をどう考えるのか。放射性物質に関しては、安全だと言いながら一方で、逆行して不安だから検査をする。よほど不安ならば、府内で販売している食品を食して暮らす職員のモデルケース等を設定し、伏見にある原子力拠点基幹病院である京都医療センターのホールボディカウンターに2箇月に一回ぐらいかけて、確率的影響が高まってないか証明したほうがよほど良いと思われる。ゲノム編集やマイクロプラスチックに関して収去検査はしないまでも、リスクコミュニケーションとして何かしらの動きを見せないといけないと思うが、どのように考えているのか。

(事務局)

リスクコミュニケーションのテーマは、ニーズがあれば、それにどんどん応えていこうと思っていますし、新しいことに関しても専門家が出てきたり、体制ができるか、これらの動きもにらみながらやる形になると思っています。

(委員)

ニーズはどこから受けるのですか。

(事務局)

消費者団体と意見交換する中で、出てくる意見を踏まえながらやることをベースにしていきたいと考えています。

(会長)

ゲノム編集ですが、遺伝子組換えも、一応リスクコミュニケーションで組んであるので、それに関連してやっていただけたらと思います。

(委員)

放射性物質に関して、風評被害に惑わされず消費行動をするために、リスクコミュニケーションに重点を置くべきとの表現があります。何か消費者はいつも風評被害に惑わされているかの認識をしている、それが前提になっている印象がありますので、適切な消費行動をするために、消費行動だけではなくて食行動、食べることを広く捉えて、食の安心・安全を目指す、そして、今日的な課題に十分対応していることが伝わるメッセージを発出していただきたいなと思います。

(会長)

それでは、事務局へお返しします。

(事務局)

会長ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、健康福祉部副部長から御挨拶申し上げます。

(事務局)

健康福祉部でございます。

本日は、会長初め委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。また長時間にわたり熱心な御協議、本当にありがとうございました。食の安心・安全審議会ですが、今年度については、もう第5期の新しい行動計画を策

定するとのことで、いつもの年よりも多くお集まりいただきまして、時間をいただきました。おかげさまで、無事に第5次の計画も動き出すことになりました。ありがとうございます。

来年度から3箇年ですが、今日いただいた貴重な御意見も参考にしながら、しっかりと取組を進めたいと思っています。

食の安心・安全、一口で言いますが、捉え方は、本当に人によって様々ありますし、その分野も本当に広がっているなど、改めて、今日もお話を聞かせていただきながら思いました。色々な食べ物、京野菜や加工食品を作るところから、その流通、販売、実際に買って食べていただくところで、それぞれ安心・安全、もっと頑張っ取り組まなければならないなと思いますし、最後のところで、食べることを広く捉えるお話もございましたが、単におなかですいて食べることだけでなく、体を作ることも大事ですし、食は文化であり、例えば観光の面からでも楽しみでもあり、京都の魅力を発信していくことは本当に大事なことだなど、改めて思っております。

京都府といたしましても、府民の食の安心・安全の推進に向けまして、引き続き、関係部局連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きの御協力をお願いいたします。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】